

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
葉隠勇進株式会社	東京都港区芝 4 - 1 3 - 3

2. 指名停止措置期間 令和 6 年 6 月 1 2 日～令和 6 年 9 月 1 1 日 （3 か月）

（※入札参加資格を有しない別添名簿の 5 者は指名停止の対象ではないが、今後、有資格者となった場合、名簿の該当期間の指名停止措置を行う。）

3. 指名停止措置の適用範囲 役務の提供

4. 事実概要

名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務において、独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為を行っていたことにより令和 6 年 5 月 2 2 日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

5. 指名停止理由

「土浦市工事請負業者等指名停止等措置要綱」（平成 1 1 年 3 月 3 1 日告示第 2 2 号。

以下、「指名停止等措置要綱」という。）第 2 条第 1 項及び別表第 2 第 6 項に該当。

なお、課徴金減免制度の適用事業者として公正取引委員会から公表されていることから、指名停止等措置要綱第 4 条第 3 項を適用して 2 分の 1 の指名停止期間に短縮する。

〈指名停止等措置要綱〉

措 置 要 件	期 間
別表第 2 (独占禁止法違反行為) 6 有資格者が、その業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、市工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。 第 4 条第 3 項 (指名停止の期間の特例) 市長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、 (中略)、指名停止の期間を当該短期の 2 分の 1 まで短縮することができる。	当該認定をした日から 6 月以上 1 2 月以内

問 い 合 わ せ 先

土浦市総務部管財課契約検査係

土浦市大和町 9 番 1 号

電話 0 2 9 - 8 2 6 - 1 1 1 1 (内線) 2 2 2 6、2 2 2 7

番号	事業者	住所	該当期間
1	日本ゼネラルフード(株)	名古屋市中区千代田五丁目 7 番 5 号	令和6年6月12日から 令和6年9月11日まで (3 か月)
2	(株)魚国総本社	大阪府中央区道修町一丁目 6 番 1 9 号	令和6年6月12日から 令和6年12月11日まで (6 か月)
3	メーキュー(株)	名古屋市守山区下志段味三丁目 2 3 0 2 番地	令和6年6月12日から 令和6年12月11日まで (6 か月)
4	(株)ミツオ	名古屋市熱田区新尾頭三丁目 4 番 2 5 号	令和6年6月12日から 令和6年12月11日まで (6 か月)
5	(株)松浦商店	名古屋市中村区椿町 5 番 1 7 号	令和6年6月12日から 令和6年9月11日まで (3 か月)